

デジタル・ディバイド解消戦略会議 主要論点（素案）

2007年12月20日

総務省総合通信基盤局

目次

1. デジタル・ディバイド解消の意義	1
(1) デジタル・ディバイド解消の必要性	1
(2) デジタル・ディバイド解消に向けた取組	2
① 国における取組	2
② 地方公共団体における取組	3
③ 通信事業者における取組	3
2. デジタル・ディバイド解消に向けた基本的視点	4
(1) 地方の抱える課題	4
① ブロードバンド基盤の整備に係る課題	4
② 携帯電話のエリア整備に係る課題	5
(2) 基本的視点	5
① 「合わせ技」プロジェクトの組成推進	6
② インフラ整備と公共的アプリケーション整備の一体的推進	6
③ 新技術の活用等による携帯電話のエリア整備の推進	6
④ 地域特性に応じた支援策の検討	7
⑤ 関係機関の連携強化	7
(3) 整備目標について	7
① ブロードバンド基盤の整備目標	7
② 携帯電話のエリア整備目標	7
③ ブロードバンド基盤整備と携帯電話の不感地帯の一体的解消	8

(4) 整備主体と役割分担	8
① 民間主導原則の維持	8
② 地方公共団体に対する支援策の拡充等の必要性	8
3. デジタル・ディバイド解消に向けた具体的施策	9
(1) 超高速ブロードバンド基盤の整備	9
① FTTH 等によるブロードバンド基盤整備の推進	9
② ケーブルテレビの超高速ブロードバンド化の推進	9
(2) 携帯電話の不感地帯の解消	10
① 携帯電話のエリア整備の推進	10
② フェムトセルの導入促進に向けた環境整備	10
③ ふるさとケータイ事業の推進	11
(3) 地域公共アプリケーションの拡充(地域ICT利活用モデル事業の活用)	11
(4) その他の施策	12
① 地域情報化アドバイザーの活用	12
② ユニバーサルサービス制度の見直し等	12
4. デジタル・ディバイド解消に向けたフォローアップ体制等	14
① 新たなデジタル・ディバイド解消戦略の策定・推進	14
② 国による総合的支援の実施	14

(注) 文中の資料番号は、資料編の資料番号に対応している。

1. デジタル・ディバイド解消の意義

(1) デジタル・ディバイド解消の必要性

■ 条件不利地域等におけるブロードバンド及び携帯電話の必要性

- ・ ブロードバンドや携帯電話は社会経済活動を支える重要な社会インフラとなっているが、特に過疎地等の条件不利地域等においては、ブロードバンドや携帯電話が、地方出身者のUJI ターンによる定住促進や企業誘致等の地域活性化に必要不可欠な社会インフラであるとの認識が高まりつつある。
- ・ また、災害時の情報孤立集落では、災害発生前の情報収集や発生後の非常連絡手段として、ブロードバンドや携帯電話の活用が期待される。さらに、医療情報の共有による医師不足対策、電子入札や電子申請の促進、県外への物産販売・観光情報発信等の地域経済活性化にとってもブロードバンドは必要不可欠な社会インフラとなっている。

(注1)ブロードバンド加入契約数は、2,776万加入(07年9月末現在)。また、携帯電話(PHSを含む)の加入契約数は、1億429万加入(07年9月末現在)。[資料1~4]

■ デジタル・ディバイド解消の必要性

- ・ しかしながらブロードバンドや携帯電話が利用できない地域が、離島、山間部等の条件不利地域を中心に存在しており、こうした条件不利地域を中心としたデジタル・ディバイドの解消が地域の活性化にとって喫緊の課題となっている。

(注2)ブロードバンドのサービスエリアの世帯カバー率(推計)は、95.7%(07年9月末現在)。また、携帯電話のサービスエリアの人口カバー率(推計)は、99.7%(06年度末現在)。[資料5~8]

(2) デジタル・ディバイド解消に向けた取組

① 国における取組

■ ブロードバンド基盤の全国整備

- ・ 政府は「IT 新改革戦略」(06 年 1 月、IT 戦略本部決定)において 2010 年度を目標年度としてブロードバンド・ゼロ地域を解消する旨の整備方針を決定し、これを受け、総務省において、「次世代ブロードバンド戦略 2010」を策定・公表(06 年 8 月)し、超高速ブロードバンド(FTTH サービス)の世帯カバー率を 90%以上とする等の整備目標を設定した。[資料 9~10]
- ・ 政府は、ブロードバンド基盤整備に対する支援策として、「加入者系光ファイバ網設備整備事業(終了)」、「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業(終了)」、「地域情報通信基盤整備推進交付金事業(06 年度~)」等を実施してきた。[資料 11~13]
- ・ 従来の支援策は、加入者系光ファイバ網設備、ケーブルテレビ施設といった個別の基盤を対象としていたが、06 年度に創設した「地域情報通信基盤整備推進交付金事業」においては、地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援することとしており、支援策の枠組みについて柔軟化を図ってきている。

■ 携帯電話のエリア整備

- ・ 政府は「重点計画 2007」(07 年 7 月、IT 戦略本部決定)において、06~08 年度の 3 年間で、過疎地域等の条件不利地域において、新たに 20 万人以上が携帯電話を利用可能な状態とすることとし、「移動通信用鉄塔施設整備事業」、「無線システム普及支援事業」等により携帯電話のエリア整備を推進してきている。[資料 14]

■ 地方再生戦略の策定

- ・ 政府は、地方再生、地域活性化を最重要課題の一つとして取り組んでおり、07 年 11 月、地方再生の総合的な戦略として「地方再生戦略」を決定した。「地方再生戦略」では、「ITによる地域活性化等緊急プログラム骨子」(07 年 11 月、IT 戦略本部決定)に基づく取組を推進することとしている。[資料 15]

- ・ 上記の「地方再生戦略」において、デジタル・ディバイド解消に向けた政府全体としての取組として、以下の各項目が掲げられているところであり、その具体化が急務となっている。
 - 2010年度のブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けたブロードバンドに係る情報通信基盤整備の支援
 - 特に条件の不利な地域についてのブロードバンド基盤整備を促進するための支援策の在り方の検討
 - 携帯電話のエリア整備を推進するための、過疎地域等における基地局や伝送路の整備の支援や具体的な整備目標も含めた今後のエリア整備の在り方についての検討
 - 「ふるさとケータイ」の創出の検討

② 地方公共団体における取組

- ・ 地方公共団体では、(a)地域における推進体制の整備やブロードバンドの整備目標の策定、(b)ブロードバンド基盤や携帯電話基地局の整備、(c)地域における需要喚起・利活用の促進等に取り組んできており、06年度には、2010年度までの都道府県単位のブロードバンド整備の数値目標等をまとめた「ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ」を作成している。
- ・ また、地方公共団体が整備した光ファイバ網を通信事業者に開放することにより、地域におけるブロードバンド整備や携帯電話のエリア整備を推進する事例も見られる。[資料 16]

③ 通信事業者における取組

- ・ 通信事業者はブロードバンド・サービスや携帯電話サービスの提供主体として、採算性の高い都市部から順次地方へとサービス提供エリアを拡大するとともに、採算的に厳しい地域についても、当該地域単独ではなく広域的に採算性を検討する等により、ブロードバンド基盤や携帯電話のエリア拡大に取り組んできている。[資料 17]

2. デジタル・ディバイド解消に向けた基本的視点

(1) 地方の抱える課題

■ ブロードバンド基盤及び携帯電話のエリア整備に係る各地方の課題については、07年9月、各総合通信局等において「ブロードバンド整備が困難な地域に係る実態調査」及び「携帯電話のエリア整備に係る市町村への実態調査」を実施し、各地域ブロックごとに地方公共団体、通信事業者等の意見を取りまとめた。その概要は以下のとおりである。〔配付資料 2-1 及び 2-2 参照〕

① ブロードバンド基盤の整備に係る課題 [資料 18～19]

- ・ ブロードバンド基盤整備が困難な地域等においては、
 - 現在ブロードバンド基盤が整備されていない地域においては、山間部、面積が広大な地域、離島という地理的な特徴を有し、地域によっては防風林の存在や複雑な海岸線(リアス式海岸)、多雪等の独特の事情も見られる。このような地理的な要因に起因する多額な整備費用等が問題点として挙げられている。
 - 当該地域においては、世帯密度が低い、高齢者が多い、ブロードバンドに興味を持っている住民が少ないという声が多い。
 - 地方公共団体では、財政難に加え、ブロードバンド整備より優先して予算化しなければならない施策があり、ブロードバンド基盤整備が後回しになっている面もある。
- ・ これらの地域においては、ブロードバンド基盤整備について、以下のような要望が出された。
 - 整備費用や維持管理費用の負担を軽くするため、地方公共団体に対する交付金の拡充および通信事業者に対する直接補助の創設を求める声が多い。
 - その他、加入者に対する利用料金の補助、新しい技術の開発に対する支援や情報提供、並びに地上デジタル放送や携帯電話といった他メディアとブロードバンド基盤の一体的な整備を可能とする支援スキームの連携等の要望も多数存在する。
 - 上記の財政的支援の他、加入者に対する啓発、利活用の推進、人材面での支援、情報提供の強化など様々な支援要望がある。

- その他、国の直轄事業としてのブロードバンド基盤整備、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化への要望がある一方、現行の「ブロードバンド・ゼロ地域解消」の定義や2010年度という目標年の見直しを求める意見もある。

② 携帯電話のエリア整備に係る課題 [資料 20～21]

- ・ 携帯電話のエリア整備については、現行の補助事業を活用する具体的な予定がある市町村や当該補助事業の活用を検討している市町村が多数存在している。例えば、国庫補助事業の具体的な活用を予定している又は活用を検討している市町村(273市町村)は全体(回答市町村数は1,640)の16.6%、地方単独事業の具体的な活用を予定している又は活用を検討している市町村(168)は全体(同上)の10.2%となっている。
- ・ このように、多くの市町村において、今後とも携帯電話のエリア整備が必要であると認識しており、特に、人口カバー率が低い都道府県においては比較的多くの市町村において、当該エリア整備が予定又は検討されている。
- ・ 一方、携帯電話の人口カバー率が比較的低い地域であっても、今後のエリア整備を予定又は検討している市町村が少ない地域もあり、エリア整備の必要性は認識しつつも、様々な要因により、現状のままでは今後のエリア整備が見込めない状況にあるものと考えられる。
- ・ 具体的には、例えばエリア整備に係る隘路として以下の要因が挙げられている。
 - 地形的な要因----- 山間の起伏のある地形に世帯が点在、地形的に伝送路整備が困難
 - 地方公共団体側の要因----- 財政状況が非常に厳しく負担が困難、他に優先すべき事業が存在
 - 通信事業者側の要因----- 人口が少ないことによる採算性の問題、費用負担能力の限界
 - 国庫補助事業の採択基準の柔軟性の欠如
 - その他の要因----- 住民からの要望が存在せず、景観問題、電波への不安

(2) 基本的視点

上記の地方の抱える課題等を踏まえると、ブロードバンド基盤の整備や携帯電話のエリア整備については、以下の5項目の基

本的視点に基づき、国、地方公共団体、通信事業者等の関係者が協力・連携して取り組むことが求められるのではないか。 [資料 22～25]

① 「合わせ技」プロジェクトの組成推進

- ・ 条件不利地域ではブロードバンド基盤の整備費用及び維持管理費用が相対的に高くなることから、高速・超高速インターネットの提供については採算面で困難を伴うことが多い。他方、地上放送のデジタル化対応及び携帯電話のエリア整備が優先的な課題であるとして、これらを一体的に整備したいとの要望が存在する。
- ・ このため、従来の基盤インフラごとの個別整備を中心とした支援に加え、光ファイバや携帯基地局の整備などを一体的に行う「合わせ技」プロジェクト組成を推進することにより、高速インターネット、携帯電話、地上デジタル放送等の地域の多様なニーズに応えることが可能となるのではないか。

② インフラ整備と公共的アプリケーション整備の一体的推進

- ・ 条件不利地域においては、ブロードバンドの具体的なニーズがない場合や、他に優先する政策課題が存在する場合も多い。ブロードバンドは高速・超高速インターネットの利用はもとより、遠隔医療、テレワーク等地域の課題を解決し、地域活性化を実現する社会的インフラであることから、特に「合わせ技」のプロジェクト組成推進を図る場合には、公共的アプリケーションと連携する形での推進を図り、地域住民にとって効果の見えやすい形での基盤整備を図ることが必要ではないか。

③ 新技術の活用等による携帯電話のエリア整備の推進

- ・ 携帯電話のエリア整備については、携帯電話サービスエリアの人口カバー率は 99.7%(06 年度末(推計))に達しているが、前述のとおり、エリア外の地域からは引き続き整備要望が寄せられている。これまで、競争環境のもとでの民間事業者によるエリア整備を基本としながら、国としても、移動通信用鉄塔施設整備事業や無線システム普及支援事業によるエリア整備の支援策を講じてきたところであるが、条件的にエリア整備が一層困難な地域への対応を図るよう、新技術の開発や他のICT基盤との連携など、様々な取組を総合的に推進することが必要ではないか。

④ 地域特性に応じた支援策の検討

- ・ 条件不利地域のブロードバンド基盤整備を図る際、当該条件不利地域はその地域特性が多様であることから、各地域特性に応じた柔軟な支援策を検討すべきではないか。その際、専門的知見を各地域で活用し、採用するシステムの検討や所要経費の積算、プロジェクトの進行管理等を円滑に進めるための推進体制の整備を図る必要があるのではないか。

⑤ 関係機関の連携強化

- ・ 上記の基盤整備にあたっては、地方総合通信局を中心とした地域ごとの推進体制を改めて強化すると共に、関係府省との連携強化を図り、関係府省による情報通信基盤の整備と連携しつつ実施することを考慮すべきではないか。さらに、「地方再生戦略」に基づき、政府一体となった総合的な取組として推進していくことが必要ではないか。[資料 26～30]

(3) 整備目標について

① ブロードバンド基盤の整備目標 [資料 31]

- ・ ブロードバンド基盤整備については、引き続き「次世代ブロードバンド戦略 2010」等を踏まえつつ、
 - 2010 年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消する
 - 超高速ブロードバンドの世帯カバー率を 90%以上とすることとし、本目標の実現に向けて取組を強化することが必要ではないか。

② 携帯電話のエリア整備目標

- ・ 携帯電話のエリア整備については、08 年度を目標とする「重点計画 2007」の着実な推進を図るとともに、09 年度以降の新たな整備目標について具体化を図る必要があるのではないか。その際、観光地、国道等の一般的にエリア整備が困難な地域への対応をどのように考えるか。

③ ブロードバンド基盤整備と携帯電話の不感地帯の一体的解消

- ・ 従来、ブロードバンド基盤整備と携帯電話の不感地帯の解消は個別に推進が図られてきているが、これらを一体として推進することが必要ではないか。例えば、観光地など基盤整備が地域活性化の観点から効果的であると見込まれる地域については、特にこれらを一体として推進する必要があるのではないか。

(4) 整備主体と役割分担

① 民間主導原則の維持

- ・ これまで、ブロードバンド基盤や携帯電話のエリア整備は、民間主導を原則とし、事業者が投資による整備を進める一方、国がこれに対して適切な支援措置による投資インセンティブの付与を行うことにより推進してきている。
- ・ 国は、全国的な観点から民間事業者や地方公共団体への支援、需要の喚起、技術開発の促進、情報提供等の役割を果たしてきているが、こうした基本的枠組み(民間主導原則)は今後とも維持されるべきではないか。

② 地方公共団体に対する支援策の拡充等の必要性

- ・ ブロードバンドや携帯電話が社会インフラとして普及・定着するのに伴い、当該整備が進まない地域の地方公共団体が、地域住民と連携して通信事業者にブロードバンドや携帯電話のサービス提供に係る誘致活動を行なったり、通信事業者や加入者に対する補助金を交付する事例にみられるように、地方公共団体が自らの課題として、事務的又は財政的負担を伴いながらブロードバンド基盤整備や携帯電話のエリア整備に取り組んできている。
- ・ 当該整備が進まない地域においては、地域の持つネットワーク・リソースや財政力等の様々な資源と実情に応じた整備を進めることが効率的・効果的であることから、こうした取組が今後とも推進されることが望ましいのではないか。
- ・ 他方、2010年度までのブロードバンド・ゼロ地域の解消までに3年となった現時点において、特に条件不利地域を中心としたブロードバンド基盤整備を地方公共団体が取り組んでいく際、一層の支援策の拡充等が求められるのではないか。 [資料 32～34]

3. デジタル・ディバイド解消に向けた具体的施策

(1) 超高速ブロードバンド基盤の整備

① FTTH 等によるブロードバンド基盤整備の推進

- ・ 「次世代ブロードバンド戦略 2010」において、2010 年度末までに超高速ブロードバンドの世帯カバー率 90%を達成するためには、相当の整備費用が必要であることに鑑みれば、通信事業者による加入者系光ファイバ網整備について、特に条件不利地域において一層の支援策の拡充を図る必要があるのではないか。 [資料 35]
- ・ 上記の世帯カバー率 90%を実現するためには、下り帯域の超高速化に重点を置きつつ、まずはき線点までの光化 90%を推進することを具体的な目標とし、き線点以降については、光アクセス回線や無線網など、地域の実情に応じた多様なアクセス回線の活用を図ることも検討すべきではないか。
- ・ 地方公共団体等の構築している光ファイバ網の有効活用を図り、公設民営などの仕組みの積極的な活用を図ることが必要であると考えられるが、当該施策を推進する上で検討すべき事項は何か。 [資料 36～40]
- ・ 「合わせ技」のプロジェクトを組成推進する観点からは、
 - (a) 携帯電話の交換局・基地局間のエントランス回線に用いられる光ファイバー回線を利用して、これを軸にコミュニティ内のアクセス網(有線または無線)と接続してブロードバンド基盤整備を図ることが考えられるのではないか。
 - (b) 光ファイバ網整備と新しい無線技術(例えば地域WiMAX、高出力無線 LAN)を組み合わせたブロードバンド基盤整備を推進することが考えられるのではないか。
 - (c) 無線系アクセスを用いたブロードバンド基盤整備について、経済効率性の観点から相当の運営コストを要する場合、例えば、一定期間の運営コストの一部を補填する仕組みも検討に値するのではないか。 [資料 41～54]

② ケーブルテレビの超高速ブロードバンド化の推進 [資料 55～57]

- ・ ケーブルテレビ網の超高速化を実現する観点から、HFCの高度化、光ファイバ網の自設、地方公共団体や通信事業者の光

ファイバの IRU 方式または電気通信役務利用放送法の枠組みの利用等、ケーブルテレビ事業者が自らの選択に基づき円滑に超高速ブロードバンドネットワークを構築できる環境整備が必要ではないか。

- ・ HFCの高度化について、小セル化やケーブルモデムの新技術(c.LINK や DOCSIS3.0)の導入によるブロードバンド基盤整備を推進することが考えられるが、その際の課題としてどのようなものが考えられるか。

(2) 携帯電話の不感地帯の解消

① 携帯電話のエリア整備の推進 [資料 58]

- ・ これまで移動通信用鉄塔施設整備事業や無線システム普及支援事業により、携帯電話のエリア整備に一定の成果をあげてきたところであるが、今後のエリア整備にあたっては、採算性等の観点から、条件的に一層厳しい地域が増加してくると考えられることを踏まえ、特に条件が不利な地域におけるエリア整備に資するよう採択要件の緩和など支援の拡充を検討すべきではないか。
- ・ また、急速な技術革新を踏まえ、経済的な簡易基地局の研究開発や 2010 年度末までの目標を掲げて整備が進められているブロードバンド等他の ICT 基盤・技術等との連携など、既存のエリア整備方法にとらわれない柔軟なエリア整備方法を実現することで、山間部等の一般的にエリア整備が困難な地域においても携帯電話のエリア整備が一層図られるのではないか。

② フェムトセルの導入促進に向けた環境整備 [資料 59]

- ・ 光ファイバ網と簡易型基地局の一体的整備により有線無線一体となった基盤整備を図る際、フェムトセルの設置を推進することにより従来より低廉かつ容易に不感地帯の解消を図ることが可能になるのではないか。
- ・ フェムトセルの取り扱いについては法制度上の取扱いに係る整理が必要であり、総務省では 07 年度中にフェムトセルの取り扱いについて方針を明確化することとしており、当該制度整備を 08 年中の可能な限り早期に完了することにより、フェムトセルの導入が円滑に進むことが期待されるのではないか。

③ ふるさとケータイ事業の推進 [資料 60～62]

- ・ 地域の医療・介護・安心安全等様々な地域のニーズにきめ細かく対応することができる「ふるさとケータイ事業」(地域を対象とするMVNO(Mobile Virtual Network Operator)の登場を促すことにより、地域産業の振興や地域社会の再生に資することが期待できるのではないかと。
- ・ ふるさとケータイ事業については、地方公共団体等が中心となって組成することが考えられるが、そうした取り組みを推進するために国として実施すべき具体的取組としてどのようなものが考えられるか。
 - 具体的には、機能を絞った端末(主としてデータ端末)で介護、健康づくり、児童見守り、行政情報等の提供を行うふるさとケータイ事業を展開する場合、ネットワーク基盤の整備や公共アプリケーションの開発等についての所要の支援策を検討すべきではないか。
 - まずは 08 年度においてモデル事業を実施することにより具体的な事業展開に際しての課題やその解決策を探ることが必要ではないか。
 - 上記の取組み等を通じて当該事業の立上げに向けたマニュアルを関係者間で作成する等、ベストプラクティスの情報共有を図る必要があるのではないかと。
 - 地方においては、無線技術等の専門家が不足していること等に鑑み、当該事業に関心を有する地方公共団体、通信事業者、メーカー等で構成する協議会等を開催し、情報共有と課題解決に向けた検討を進めることが有効ではないか。
 - 当該事業を円滑に地域において立ち上げるためには、例えば複数の地方公共団体において共同端末を調達し、これに地方特性に応じたアプリケーションを実装することを可能とすることにより、端末調達のロットを拡大し、調達コストの削減を図る必要があるのではないかと。
 - ふるさとケータイ事業において所要経費の算出等が困難であることから、携帯各社において標準的な卸料金プランを提示することについても検討に値するのではないかと。

(3) 地域公共アプリケーションの拡充(地域ICT利活用モデル事業の活用)

- ・ 公共的アプリケーションと基盤整備の一体的推進を図り、需要規模の小さい条件不利地域の地域住民にとって効果の見えや

すい形での基盤整備を推進する観点から、地域 ICT 利活用モデル事業により、成功事例の構築及びその普及を推進することが適当ではないか。また、その際、委託地域に対しては、地域で実施する ICT 人材研修への支援など、関連施策を集中的に実施することが必要ではないか。[資料 63～66]

- ・ 特に、条件不利地域においては高齢者世帯が多いことから、モデル事業の支援を通じて、高齢者が安心して暮らせる遠隔医療を推進するための環境整備や見守りシステムの普及など、ICT の利活用を推進し集落における住民生活の維持向上等を図ることが必要ではないか。その際、テレビや携帯電話と同じように誰でも簡単に利用できるような機器やシステムの開発・提供が必要ではないか。また、地域の雇用創造促進という観点からブロードバンド基盤を活用したテレワークも有効ではないか。[資料 67]

(4)その他の施策

① 地域情報化アドバイザーの活用 [資料 68]

- ・ 特に条件不利地域においてICT分野の専門的知見を有する人材が限られていることに鑑み、「地域情報通信基盤整備推進交付金」、「地域イントラネット基盤施設整備事業」(基盤整備)、「地域ICT利活用モデル構築事業」(利活用促進)の実施と合せて、地域の要請に基づき、総務省から派遣する「地域情報化アドバイザー」の積極的活用を図ることが必要ではないか。またそのためには、どのような支援が必要と考えられるか。
- ・ 各総合通信局等において、管内の重点地域を指定し、積極的に助言するなどの体制づくりを行う観点から、現在の地域の推進体制を強化していくことも必要ではないか。[資料 26～27]

② ユニバーサルサービス制度の見直し等 [資料 69～71]

- ・ 2010 年度を目標年限として、ブロードバンド・ゼロ地域の解消を図ることとした場合、それ以降のブロードバンド基盤の維持等について、ユニバーサルサービス制度の見直しと関連して議論を具体化していく必要があるのではないか。
- ・ また、ユニバーサルサービス制度の対象となる第一種公衆電話(約10万台)については、ユニバーサルサービス制度により

維持費用を確保することが可能である一方、第二種公衆電話については経営効率化などの観点から設置台数が減少傾向にあること等を踏まえ、公的支援等を念頭に置きながら、当該公衆電話を活用して、液晶画面(デジタルサイネージ)や無線LAN機能の実装等の高機能化を図ることも、安心安全の確保を図る観点から有効ではないか。

4. デジタル・ディバイド解消に向けたフォローアップ体制等

- デジタル・ディバイド解消に向けた総合的な取組みを着実に実施していく観点から、例えば以下のようなフォローアップ体制等についても検討を行なう必要があるのではないか。

① 新たなデジタル・ディバイド解消戦略の策定・推進

- ・ ブロードバンド基盤整備及び携帯電話のエリア整備、さらにこれと一体的に推進する公共的アプリケーションの整備等の推進に係るマスタープランとして、新たなデジタル・ディバイド解消戦略を策定する必要があるのではないか。
- ・ 各地域における有効な事例を広く関係地方公共団体で共有することが極めて有効であり、これまで展開されてきたベストプラクティスの一層の周知徹底を図るとともに、上記の解消戦略のフォローアップを本会議を基にした推進本部を設置し、年1～2回程度施策の進捗状況についてフォローアップを行い、所要の施策が必要と判断された場合には、提言をまとめ、予算要求等への反映を図ることが必要ではないか。

② 国による総合的支援の実施

- ・ 各総合通信局等においても、ブロードバンド整備と携帯電話エリア整備等の「合わせ技」プロジェクトについては、担当する部署が複数に及ぶことから、照会窓口の一本化を図るなどの相談窓口の明確化を図ることが必要ではないか。
- ・ 総合通信局等单位で、特に条件の不利な地域において「合わせ技」方式による基盤整備についての事例(ベストプラクティス)公表や調査研究を一層積極的に展開し、具体的なシステム導入のステップまでの計画づくりを支援することも必要ではないか。

以上